

# 防ごう「障がい者虐待」

☎ 市障害者虐待防止センター(障がい福祉課)  
Tel0299-90-1137 ☎0299-77-5844 ✉sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp

誰であっても、障がいのある方を虐待してはいけません。  
障がい者虐待と思われる行為を見かけた場合には、市障害者虐待防止センターにご連絡ください。(通報者の情報は守られます)  
地域ぐるみの対応が、虐待されている方を救い、その家族が抱える問題の解決につながることを期待されます。また、自分が障がい者を虐待しているかもしれないと考えている場合、虐待をしようかもしれないほど追い詰められている場合もご相談ください。課題解決に向けたお手伝いをします。

**「虐待行為」とは**  
**身体的虐待**=暴力、体罰、過剰な投薬など  
**性的虐待**=わいせつな行為をする・させる・見せる  
**心理的虐待**=暴言、無視、侮辱的態度など  
**ネグレクト(養育・介護放棄)**=食事を与えない、病院に行かせないなど  
**経済的虐待**=年金や賃金を横取りする、不利な取引をする など

土・日曜日、祝日も対応しています  
**市役所(Tel0299-90-1111)**にご連絡ください  
 警備員が電話対応の上、折り返し担当者から連絡します。



# 将来市内で活躍してくれる 医師や看護師をサポート

☎・☎ 地域医療推進課 Tel0299-77-8207  
〒314-0192 神栖市溝口4991-5

医学部や看護学校などに通う方へ修学に必要な資金を貸与します。  
貸与期間終了後に市内医療機関(看護師は病院)に一定期間従事することで、資金の返還が免除されます。  
在学中の方も申し込みが可能です。

**医師修学資金**  
**募集人数**=若干名  
**応募資格**=将来医師として市内医療機関に勤める意欲のある医学部の大学生、大学院生  
 ※居住地は不問、外国の医学校を含む  
**貸与額**=月額20万円、入学一時金240万円



**共通事項**  
**申込期限**=3月21日(金)必着  
**応募方法**=申請書など必要書類を郵送または持参  
 ※申請書は申込先または市ホームページで入手可  
 ●他の修学資金の貸与を受けている方は申し込みできない場合があります  
 ●入学一時金は入学初年度のみ申し込みできます(希望者のみ)  
 ●貸与者は書類審査、面接で決定します  
**貸与期間**=大学、大学院、看護師学校などの正規の修学期間内  
 ●申込期限以降は、お問い合わせください

**看護師修学資金**  
**募集人数**=若干名  
**応募資格**=市内に1年以上住んでいる方の子や兄弟姉妹などで、将来看護師として市内の病院に勤める意欲のある看護学生  
**貸与額**=月額5万円、入学一時金60万円



# 地域支援サポーター養成講習会 (えがおあっぷコース)受講者募集

ココくんポイントの付与対象事業です

☎・☎ 長寿介護課 Tel0299-91-1701

地域支援サポーターとは、市が実施する地域支援事業などに協力してくれるボランティアです。高齢者が、生き生きと暮らせる地域社会の醸成に協力していただける方を募集します。

**全日程を受講すると**  
 介護予防事業の教室での補助やサポートなど「えがおあっぷサポーター(介護予防ボランティア)」として活動することができます。  
**対象**=市内在住でえがおあっぷサポーター活動を希望する方  
**場所**=保健・福祉会館  
**定員**=15人程度(先着順)  
 ※えがおあっぷサポーターは「地域支援サポーターポイント制度」の対象となるボランティアです

今回の日程は、専門講座【えがおあっぷコース】です。

日時	内容
1月27日(月) 午後2時~3時45分	えがおあっぷサポーターの意義 自立支援の考え方
1月31日(金) 午後2時~3時15分	高齢者の運動について 見学・体験について
2月4日(火)~7日(金) 午前9時30分~正午、午後1時30分~4時	介護予防教室の見学、体験
2月10日(月) 午後2時~4時30分	高齢者の口腔ケア うつ・閉じこもりの支援
2月13日(木) 午前9時30分~11時45分	老年期の病気の特徴と地域医療 高齢者の栄養



# 事業者を対象とした 固定資産税の特別措置

☎・☎ 企業港湾商工課 Tel0299-90-1182  
〒314-0192 神栖市溝口4991-5

事業所の新增設や設備投資の促進、市民の雇用機会の増加を図るため、市内に事業所や工場などを新增設した事業者の固定資産税を免除します。



**対象となる資産**=2022年1月2日~2025年1月1日までの新增設資産(家屋、家屋の敷地部分の土地、償却資産)  
**免除割合**=100%  
**免除期間**=3年間  
**工業団地等以外の従業員の増員要件**=増員5人以上(うち市民3人以上)  
 ※工業団地等とは、地方公共団体やその他の公共的団体が造成した工業団地その他の区域のことです。工業団地等での新增設は、従業員の増員要件はありません  
**申請期間**=1月7日(火)~31日(金)  
**申請方法**=必要書類を郵送、持参、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかで提出  
 ※詳しい内容および申請様式は、市ホームページをご覧ください

課税免除期間中は、毎年申請が必要です